

広島県告示第千百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	指定年月日
主たる事務所の所在地	名称	住所	
福山市駅家町万能倉九六番地の一	ショートのステイまなぐら	福山市駅家町万能倉八四〇一	平成一九年九月一日